

秘密保全制度の全体像 ～日米対比～

テロ安保研究部会

2022年12月 茂田忠良

<前置> 秘密保全の全体像

(1) 防勢的保全 Defense

ア 総論

- 処罰法令・調査権限
- 秘密指定制度、特にSCI機微区画情報管理制度
- 秘密保全担当部署

イ 人的保全 personnel security

- セキュリティ・クリアランス制度(アクセス適格性の審査)
- 背景調査background investigation

ウ 施設保全 facilities security: SCIF

エ 情報システム保全 information security

オ 情報化の際のサニタイズ技術

(2) 攻勢的保全 Offense(セキュリティ・サービス他)

- 外国大使館等の監視(スパイ摘発、対外諜報の入手)
- 外国諜報機関内にエージェント獲得(二重スパイ)

内 容

<前置き>

<要約> 日米特徴対比

1 処罰法令・調査権限の実効性

広汎な処罰規定、重罰、司法取引、行政調査権限

2 秘密指定制度

SCI機微区画情報制度

3 秘密保全関連部署

4 保全審査セキュリティ・クリアランス

適格性審査基準、SC特則、背景調査

<要約> 日米特徴対比(1)

	米国	日本
秘密漏洩に対する刑罰	死刑、終身刑、有期拘禁刑	10年以下の懲役
秘密指定	秘、極秘、機密	「特定秘密」(と「秘密」)
秘密要件の特徴	権限無き開示によって 秘密は解除されない。	「公になっていないもの」 (報道等により公表された場合には非公知性を満たさない。) <運用基準>
アクセス要件	<ul style="list-style-type: none"> 適格性認定 秘密不開示同意書への署名 need-to-knowの存在 	<ul style="list-style-type: none"> 適性評価
機微区画情報	機微情報は区画化 (compartmentation) <ul style="list-style-type: none"> 機微区画クリアランス 各区画について <ul style="list-style-type: none"> need-to-know 秘密保全教育＋不開示同意書 	公式制度は不存在
保全担当部署	国務省、国防総省、エネルギー省等 各省庁に保全担当専門部署が存在。 FBIに全秘密漏洩容疑事案を通報。	?

<要約> 日米特徴対比(2)

	米国	日本
適格性調査機関	DCSA国防防諜保全庁(1万人以上) 他にFBI, CIAなどは独自実施。	特に無し。
政府職員の要件調査	全員、クリアランス・背景調査が必要。 標準様式85号、85P号(忠誠心)	?
秘密担当職員 の要件調査	様式86号(136頁)	適性調査質問票(28頁)
審査指針	「国家に忠実で、信用信頼できる。」 Loyal, reliable, trustworthy <ul style="list-style-type: none">・ 素晴らしい人格、判断力、思慮・ 米国国民・ 家族が外国の脅迫から自由	「特定秘密を漏らす虞がない」
調査項目と 内容	本人を含む何人ものインタビューや ポリグラフも含む全人格的調査	基本的に上司からの書面 回答を前提。限定的調査
本人報告義務	資産経済状況(配偶者、扶養する子 を含む金融情報開示報告書の提出) 外国との接触状況(外国旅行情報を 含む)	?

内 容

<前置き>

<要約> 日米特徴対比

1 処罰法令・調査権限の実効性

(1) 米国の特徴

(2) 処罰法令対比(日本、米国、日米対比)

(2) 広汎な処罰法令

(3) 調査権限

2 秘密指定制度

3 秘密保全関連部署

4 保全審査セキュリティ・クリアランス

1 実効性(1) 米国の特徴

☆ 処罰法令・調査権限の実効性

＜米国の制度の特徴＞

- 実態に応じた広汎、立証可能な処罰規定
- 捜査に使用できる広汎な行政調査権限
- 重い刑罰(個別罰則、併合罪)
- 司法取引制度の存在

1 実効性(2) 処罰法令対比: 日本

＜特定秘密保護法(2013年12月成立)第7章＞

○ 23条(特定秘密漏洩罪)

- ・ 公務員取扱者: 懲役**10年**以下、罰金1000万円以下。
(過失犯): 禁固2年以下、罰金50万円以下。
- ・ 民間事業者: 懲役5年以下、罰金500万円以下。
(過失犯): 禁固1年以下、罰金30万円以下。

○ 24条(特定秘密の特定行為による取得罪) **特定の違法行為**

- ・ 懲役**10年**、罰金1000万円以下

○ 25条(23条、24条の共謀、教唆、扇動罪)

- ・ 懲役5年以下、23条の民間事業者: 懲役3年以下

＜国家公務員法、地方公務員法(守秘義務違反)＞

○ 国家公務員法109条～懲役1年以下、罰金50万円以下

○ 地方公務員法60条～懲役1年以下、罰金3万円以下

1 実効性(2) 処罰法令対比・米国

<1917年スパイ防止法 Espionage Act of 1917>

(法典第18編第1部第37章)

- 793条(国家防衛情報漏洩罪): 拘禁刑**10年**以下、罰金
国家防衛情報を収集し、提供し、喪失する罪(重過失による漏洩、
違法な情報漏洩を知らながら報告しない行為、共謀行為を含む)
- 794条(外国通報罪): **死刑、終身**又は**有期の拘禁刑**
外国政府の為に国家防衛情報を収集し提供する罪(未遂、共謀行為含む)
- 792条(犯人隠匿罪): 拘禁刑**10年**以下、罰金
793条、794条の犯人(未遂を含む)(合理的に疑える者)を隠匿した者
- 798条(コミント情報の開示): 拘禁刑**10年**以下、罰金**1万ドル**以下
暗号システム・通信諜報活動に関する情報の提供・開示など
- 秘密は、秘密指定記載の有無は問わない。供述情報も。

1 実効性(2) 処罰法令対比・日米

○ 構成要件と罰則:

- ① 最高刑: 米国は死刑、終身刑。日本は懲役10年
- ② 日本: 漏洩は、公務員の取扱従事者だけが10年(23条)
特定秘密取得罪(24条)は、特定の違法行為が必要。
通常の外間スパイは5年の懲役が上限(25条1項)。

○ 併合罪の運用

日本では、併合罪として有期刑の期間が1.5倍になるだけ。
米国は併合罪の運用なし

2010年ブラッドレイ・マニングの情報漏洩事件<懲役35年>

○ 通常の外間工作人員と協力者の罰則

	日本	米国
外国工作人員	懲役5年	死刑、終身又は有期拘禁刑
組織内協力者	懲役10年	死刑、終身又は有期拘禁刑

スパイの宣告刑の例: ラリー・ウータイ・チン(CIA)終身刑、

オールドリッジ・エイムズ(CIA)終身刑、ロバート・ハンセン(FBI)終身刑

1 実効性(3) 広汎な処罰法令・米国

<他の処罰規定 (合衆国法典第18編第1部犯罪)>

- 641条(政府有価物の窃盗等): 拘禁刑10年以下、罰金1万ドル以下
米国政府の有価物の窃盗、横領、廃棄。事情を知らずながら受領、隠匿等
(情報窃盗も処罰)
- 951条(外国代理人登録違反): 拘禁刑10年以下、罰金25万ドル以下
秘密謀議は、拘禁刑5年
違法な情報収集を行わなくても、外国スパイ事実を立証すれば処罰可能
- 1956条(マネロン): 拘禁刑20年以下、罰金
違法行為のために米国内と米国外の間で資金を移動させると有罪
- 1001条(虚偽供述): 拘禁刑5年以下、罰金25万ドル以下
FBI捜査官、入管職員等の事情聴取に対して虚偽の供述をすると有罪。
- 1512条(公的手続妨害): 拘禁刑20年以下
政府が背景調査を行っているのを知りながら、同調査の妨害を期待して
犯罪の証拠の探知を免れ、消去するための行動をとると本条違反
セキュリティ・クリアランス制度(背景調査)の有効性担保

1 実効性(3) 広汎な処罰法令・事例

<幾つかの事例>

○ 2010年7月アンナ・チャップマンら露イリーガル10人一斉検挙
951条(外国代理人登録違反) 1956条(マネロン)

○ キャンディス・クレイボーン(国務省事務官)事件 2017年3月起訴
1001条(虚偽供述)国家安全部の協力者との交際や贈与の不報告
国務省への報告文書、外交保全局員やFBIの事情聴取
1512条(公的手続妨害):背景調査に関連して、
関係者にメールの削除などを依頼
2019年司法取引。拘禁刑40か月、保護観察3年、罰金1万ドル

■ 日米対比 ■

○ 内調職員的事件

2007年12月 警視庁公安部検挙(国家公務員法違反、収賄)
飲食、プレゼント、商品券、現金(400万円位)(8年間ほど)
2008年 3月 不起訴

1 実効性(4)米国の調査権限

- 司法捜査機関としての捜査
- セキュリティ・サービスとしての行政調査権限<FBI国家安全保障局>
通信傍受、マイクやカメラ秘匿設置、秘密搜索、信書開披、潜入・囮調査など
行政通信傍受は遅くとも19世紀半ば以来。秘密搜索はそれ以前から。
- ア 対外諜報監視法(1978年制定)の主な規定。
 - (101条)通信傍受、マイク・カメラ等監視装置の設置
原則、対外諜報監視裁判所の令状。秘密審理。対象に非開示。
 - (202条など)秘密搜索 (1995年制定までは、大統領命令12333号)
原則、対外諜報監視裁判所の令状。秘密審理。対象に非開示。
 - (501条)企業保持資料に対する提出命令
- イ 国家安全保障調査で得た情報の利用
 - 司法省見解:連邦政府が適法に取得した情報の訴追目的使用。問題なし。
 - 対外諜報監視控訴裁判所(2002年決定)
捜査目的も有する行政通信傍受の実施
～現在又は将来の脅威がありその阻止目的がある限り、支障なし。

内 容

＜前置き＞

＜要約＞ 日米特徴対比

- 1 処罰法令・調査権限の実効性
- 2 秘密指定制度
 - (1) 制度全般
 - (2) SCI機微区画情報制度
- 3 秘密保全関連部署
- 4 保全審査セキュリティ・クリアランス

2 秘密指定制度(1)制度全般①

2009年大統領令第13526号

「秘密指定された国家安全保障情報」

＜制定の根拠＞国家安全保障に関する大統領の憲法上の責任。

＜前文の要旨＞

- 秘密指定、保全、秘密解除に関する統一的制度を定める
- 「民主的諸原則」と「国家防衛の必要」の均衡を図る

1-1条 秘密指定基準

(c)秘密指定情報は、同一又は類似情報の漏洩(権限無き開示)によって、秘密指定が自動的に解除されるものではない。

(解説:新聞やテレビなど公開のメディアで報道されたからと言って、秘密指定は解除されない。)

(d)外国政府情報の漏洩は、国家安全保障に害を与えると推定。

2 秘密指定制度(1)制度全般②

1-2条 秘密区分:漏洩が国家安全保障に与える影響

- 機密(top secret): 例外的に著しい損害
- 極秘(secret): 重大な損害
- 秘密(confidential): 損害

1-4条 秘密指定対象情報(以下に関するもの)

- (a) 軍事計画、武器システム、作戦
- (b) 外国政府(提供)情報
- (c) 諜報活動、諜報源・諜報手段、暗号
- (d) 米国の対外関係と対外活動(秘匿情報源を含む)
- (e) 国家安全保障に関わる科学、技術、経済事項
- (f) 核物質、核施設の防護のための政府計画
- (g) 国家安全保障関係システム、施設、インフラ他の脆弱性・能力
- (h) 大量破壊兵器

2 秘密指定制度(1)制度全般③

1-5条、3-3条 秘密指定期間(25年ルール)

○ 原則:25年経過後の秘密指定の自動解除:**「例外多し」**

① **25年ルールの例外(50年まで)**～行政機関の長が、
次の事態が明白且つ確実に予測されると判断した場合。
広汎 (例) 諜報源、諜報手法の有効性を損なう事態。

② **50年ルールの例外(75年まで)**

- ・次の情報を明かすことが明白且つ確実に予測される場合**他**
～秘密の人的情報源・人的諜報源の人定
～大量破壊兵器の基本的設計コンセプト

③ **75年ルールの例外**～省庁間秘密指定審査委員会の承認

4-1条 (a) 秘密情報へのアクセス要件

- ① アクセスの適格性(eligibility)
- ② 不開示同意書への署名
- ③ need to know the informationがある事

(b) 保全訓練を受ける義務

2 秘密指定制度(1)制度全般④

<日米対比>

日本・特定秘密保護法(2013年)

(1)第3条 特定秘密の定義

- 「公になっていないもの」～**報道されれば「特定秘密」でない。**
- 特定秘密の指定行為が必要～米国は指定は不要
- 特定秘密の範囲～**狭い。米国(e)(f)(g)項は対象外と推定**
～**防衛、外交と並ぶインテリジェンス分野無**

(2)第4条 秘密指定期間(30年ルール)

- 原則30年以内。30年以上は**内閣の承認**が必要
- 60年以上秘密にできるのは、兵器など防衛の用に供するもの、
外交交渉に不利益を及ぼすもの、情報収集活動の手法・能力、
人的情報源に関する情報、暗号など特定のもの
- 米国は、秘密指定期間75年までは**行政機関の長の判断**。
75年以上は省庁間秘密指定審査委員会の承認が必要。
- 日本は、30年以上は内閣の承認が必要

2 秘密指定制度(2)SCI①

<機微区画情報>

(**SCI**: Sensitive Compartmented Information)

☆ 国家安全保障法102A条(j)項: 国家諜報長官は機微区画情報へのアクセス許可に関する統一基準と手続を制定する。

☆ 1995年3月中央諜報長官指令(DCID) 1/19

「機微区画情報に関する保全政策及び同マニュアル」

Compartmentation (又は、Compartmentalization)

○ 機微区画情報のアクセスには、区画毎に個別の許可が必要。その要件は

- 当該区画情報に対する明確なneed to knowを持っていること
- SCI対応クリアランスを有すること＋区画毎のアクセス承認
- 秘密保全教育(indoctrination)

⇒ 機微区画情報不開示同意書への署名(区画毎)

2 秘密指定制度(2)SCI②

- 機微区画情報の諜報源や諜報手段に関する情報は、
 任務遂行上必要な**限度**以上に提供されてはならない。
 諜報源と諜報手段を守るために、情報の**サニタイズ**を行う。
 情報報告作成部署は、報告書から諜報源や諜報手段に関する情報を、①削除し、②サニタイズし、或いは③一般化しなければならない(優先順)。
- 機微区画情報は、
 機微区画情報施設**SCIF**でしか保管してはならない。
- プログラム(大区画)～区画～小区画
 全体で100～300の区画、小区画があると言われる。
- 各プログラム(統制システム)責任者:所管機関の長又は代理
 保全基準、need to know認定、担当職員の承認等
- 国家諜報長官室・アクセス統制プログラム監督委員会
 CAPOC(Controlled Access Program Oversight Committee)
 全体調整、アクセス紛議の裁定など

2 秘密指定制度(3)SCI③

<代表的な機微区画プログラム>

- ① SI (Special Intelligence) = COMINT コミント・プログラム
区画・ ECI (Exceptionally Controlled Information)
更に少なくとも70以上の小区画がある。
 - GAMMA (少なくとも10近くの小区画がある。)
 - ECRU ▪ NONBOOK
 - ② HCS (Humint Control System) ヒューミント・プログラム
次を含む4つの区画がある。更に、小区画があると推定。
 - ヒューミント作戦・区画～HCS-Operations
 - ヒューミント情報・区画～HCS-Product
 - ③ TALENT KEYHOLE (TK) 航空機・衛星情報(シギント、イミント)
 - ④ RESERVE (RSV) ～国家偵察局が研究開発調達中の
諜報源と諜報手法についての区画
- 秘密のプログラム(不明数)

(表示例) TS//SI/TK/NF or REL TO FVEY

内 容

＜前置き＞

＜要約＞ 日米特徴対比

- 1 処罰法令・調査権限の実効性
- 2 秘密指定制度
- 3 秘密保全関連部署
 - (1) 秘密保全の統制調整
 - (2) 背景調査機関
 - (3) 防諜主務官庁FBI
 - (4) 各機関の保全部門と協力関係
 - (5) 日米対比
- 4 保全審査セキュリティ・クリアランス

3 秘密保全関連部署①

根拠法令：大統領命令13467号（2008年制定。2016年、2019年改正）等
合衆国法典50篇45章5節（防諜活動の管理）

(1) 秘密保全の統制調整

- ア 保全行政責任者 Security Executive Agent：国家諜報長官 DNI
- イ 国家防諜・保全センター NCSC (ODNI内)
出向者中心 (CIA、FBI、国防総省等) で構成
- ウ 国家防諜政策委員会 (委員：司法省、FBI、国防総省、統合参謀本部
国務省、エネルギー省、CIA他) (委員長は、上記センター長)

(2) 背景調査機関

- 国防総省 DCSA 防諜保全庁 (2019.10 連邦人事管理庁から移管)
個人背景調査の95%を実施。
担当職員：正規3200人 (内、調査員1700人?) 請負6700人?
- FBIとCIA：独自実施
- 個人背景調査のための人的保全質問票
様式85 (職員用一般)、様式86 (秘密情報アクセス用)

3 秘密保全関連部署②

(3) FBI～米国政府の防諜Lead Agency主務官庁

- FBI長官は、米国内におけるヒューミントによる対外諜報、及び防諜活動を調整する(EO12333号1-3条(b)(20))
- National Agency Checkの中心～FBIデータベース照会。
- 防諜部門間では、相互に連絡官や出向者を配置
(FBI、CIA、軍諜報組織間など)
(例: 国務省、エネルギー省防諜幹部には、FBI出身者がいる)

<防諜活動に関するFBIとの調整～法典50篇45章3381条(e)>

- 各省庁は、外国勢力又はその代理人に対する秘密情報の漏洩を示唆する如何なる情報も、**即座にFBIに通報**しなければならない。当該省庁が漏洩源の特定のため採る**爾後の全ての対応措置について、FBIと協議**しなければならない。また、**FBIが漏洩源を特定するために調査を行う場合には、職員及び記録への時宜を得た完全なアクセス**を与えなければならない。

3 秘密保全関連部署③

(4) 各機関の保全部門と協力関係

- CIA:防諜センター ○ FBI:国家安全保障局防諜部
- 国防総省:防諜保全庁 ○ 国務省:外交保全局
- エネルギー省:諜報防諜局防諜部
- 各省のSecurity Clearance 部門の一般的構成
「背景調査部門」「審査部門」「分析部門(特異事例分析)」
- 各機関の防諜部門幹部には、FBI出向者が多い。
 - 諜報社会各機関とも、職場単位(大使館、部隊、支局)毎に、
幹部級の防諜・人的保全の**専従担当者**を配置
 - 業務: 防諜・人的保全に関する教育や訓練
 - ～定期的(1年1回)な保全教育と修了証明書の発行。
 - ～「外国人との接触」「国外渡航」等報告受理。
 - ～職員の間談

3 秘密保全関連部署④日米対比

(5) 日本の制度との対比

ア 秘密保全活動の調整

- カウンターインテリジェンス推進会議(31人)
官房長官(議長)、事務官房副長官、関係省庁局長級
- カウンターインテリジェンス・センター(内閣情報調査室)
内閣情報官(長)、内閣審議官、参事官その他所要
- 内閣保全監視委員会(14人) 庶務は内調
官房長官(委員長)、官房副長官、6省庁事務次官級
- 内閣本府・情報保全監察室～主として秘密指定の適正

イ 日米対比:日本

- 背景調査を行う態勢がない。
- 権限を持った防諜主務官庁は不存在
- 各官庁に防諜・保全の専任部署は殆ど存在しない。
(各官庁は、担当部署の設置又は**指定**)

内 容

＜前置き＞

＜要約＞ 日米特徴対比

- 1 処罰法令・調査権限の実効性
- 2 秘密指定制度
- 3 秘密保全関連部署
- 4 **保全審査セキュリティ・クリアランス**
 - (1) 制度概要
 - (2) 適格性審査指針
 - (3) SCI特則
 - (4) 背景調査
 - (5) 報告義務
 - (6) 日米対比

4 保全審査(セキュリティ・クリアランス)

米国のセキュリティ・クリアランス保持者

2019年10月1日現在のクリアランス保持者

	総数		(内)アクセス中の者	
	機密	秘・極秘	機密	秘・極秘
政府	71万人	219万人	61万人	109万人
民間	67万人	67万人	65万人	61万人
合計	138万人	286万人	125万人	170万人
総数	424万人		295万人	

2015年会計年度中の新規機密クリアランス取得の必要期間

主要諜報機関(CIA、FBI、NSA、NGA、NRO)合計

所要期間は: ~4月33.7%: ~8月51.3%: ~12月5.6%: 1年超9.4%

日本の特定秘密クリアランス保持者(2021年12月現在)

合計 13万4300人(内、民間事業者 3400人)

(参考) 国家に対する義務

<Oath of Allegiance>

(合衆国法典第8編1448条)

I hereby declare, on oath

- ① that I absolutely and entirely renounce and abjure all allegiance and fidelity to any foreign prince, potentate, state, or sovereignty of whom or which I have heretofore been a subject or citizen;
- ② that I will support and defend the Constitution and laws of the United States of America against all enemies, foreign or domestic; (擁護義務)
- ③ that I will bear true faith and allegiance to the same; (忠誠義務)
- ④ that I will bear arms on behalf of the United States when required by the law; that I will perform noncombatant service in the Armed Forces of the United States when required by the law; that I will perform work of national importance under civilian direction when required by the law; (兵役と徴用の義務)

and that I take this obligation freely without any mental reservation or purpose of evasion; so help me God.

4 保全審査(1)制度概要①

ア 国家安全保障法第8編の規定(1994年新設)

秘密指定情報アクセスについて包括的大統領令の制定を促す。
民間企業に対して個人背景調査への協力義務を課す。

- **秘密**アクセス者は、**資産金融情報、消費者情報、旅行記録、コンピュータ**への調査機関の**アクセスを承認する必要がある**。
- **機微な秘密**アクセス者は、**資産金融情報**や**外国旅行**に関して大統領が定める情報を、雇用省庁に**提供する必要がある**。
- 権限ある調査機関は、犯罪捜査、防諜調査、安全保障のため・・・、**金融機関、消費者情報報告機関**に対して、**資産金融情報**や**消費者情報**を要求することができる。また、民間組織に対して、職員の**旅行情報**を要求することができる。
- 権限ある調査機関からの情報要求の秘密保持
- 行政機関は、民間組織が要求に応じたために発生した費用を弁済することができる。

4 保全審査(1)制度概要②

イ 1995年大統領命令第12968号

「秘密指定情報へのアクセス」

- 秘密情報へのアクセスの要件
 - ① 背景調査に基づくアクセス適格性認定
 - ② 知る必要 (need to know)
 - ③ 不開示同意書への署名
- 調査機関によるアクセスに対する同意書の提出
 - 金融機関が保有する関係する資産金融記録
 - 公正信用報告法に基づく消費者情報
 - 米国外への旅行全てに関して民間組織が有する記録
- 機微な秘密情報へのアクセスの条件: 情報提出
 - 資産経済情報開示報告書 (配偶者と扶養する子を含む)
 - 年度の資産経済情報
 - 外国旅行に関する情報
- 適格性認定は、**疑念ある場合は国家安全保障を優先する**³¹

4 保全審査(2)適格性審査指針①

ア 最新版保全責任者指令4号「国家安全保障審査指針 ～秘密指定情報へのアクセス適格性等認定のため」

全人格的評価 (the whole-person concept)

- A 米国への忠誠心
- B 外国からの影響
- C 外国への選好 <米国よりも外国への選好を持つ場合>
- D 性的行動 <犯罪行為、判断力の欠如、高リスクな性的行動>
- E 個人的行為 <不正直、不誠実、遵法精神。背景調査に非協力>
- F 経済的考慮事項 <債務状況、浪費の有無、納税申告状況他>
- G アルコール消費 <過飲による犯罪行為、業務支障、依存症>
- H 薬物への関与 <違法な薬物使用、処方薬の濫用、依存症>
- I 精神状態 <生活に混乱をもたらす状態>
- J 犯罪行為 <微罪反復など信頼性欠如、軍の不名誉除隊>
- K 保護情報の取扱 <秘密情報や機微な情報の不適切な取扱>
- L 業務外活動 <外国の政府や企業の業務従事。不申告>
- M ITシステムの使用 <ITシステムの権限外、規則違反の利用>

4 保全審査(2)適格性審査指針②

重要項目紹介

◎ 指針A:米国への忠誠

(懸念)米国に対する忠誠心に疑念がある場合には、

秘密情報の保全意欲に疑念が生じる。

(欠格)○ 破壊活動・スパイ・反逆行為・テロ・騒乱行為への関与・支持・
訓練・唱道。○ かかる行為者・企図者との交際や共感。他

◎ 指針B:外国からの影響

(懸念)外国との接触や利害は、操作誘引、圧力脅迫の元となる。

(欠格)○ 外国籍又は外国居住の家族や友人等との接触が、

外国勢力からの操作・誘引・圧力・脅迫のリスクを高める場合

○ 外国の友人や組織との関係が、秘密を提供して支援したい願望と
秘密保持義務の間に潜在的利害相反を生む場合

○ 外国の人物、団体、政府との関係の不申告

○ 許容し難いリスクを示すカウンターインテリジェンス情報の存在

○ 同居人が、外国の操作・誘引・圧力・脅迫のリスクを高める場合。他

4 保全審査(3)SCI特則

イ「機微区画情報アクセス適格性に関する人的保全基準及び手続」(最新版)2018年諜報社会指令(ICD)704号

- 米国民でなければならない。
- 本人は、安定し、信用でき、信頼でき、慎重で、優れた人格と健全な判断力の持ち主で有り、且つ**米国に対する疑問の余地の無い忠誠心**の持ち主でなければならない。
- **直近の家族、愛情と義務で結ばれている者**は、外国勢力又は次の者から、物理的、精神的その他の方法による強要を受け易い者であってはならない。
 - ・ 犯罪活動に関与した者、又は、
 - ・ 米国政府を転覆するために武力又は暴力の使用を唱道し、或は違憲の手段による米国の政体の変更を唱道する者

直近の家族、愛情と義務で結ばれている者が米国民でない場合でも、人的保全基準に従って条件を付するなどして、アクセス適格性を認定することができる。

4 保全審査(4)背景調査

<秘密区分と調査種別>

		質問票	調査種別	再調査種別	改正案
職務区分	一般職	様式85	NACI	—	Tier 1
	信賴職(中度)	様式85P	MBI	NACLCLC	Tier 2
	信賴職(高度)	様式85P	BI	PRI	Tier 4
秘密区分	秘密	様式86	NACLCLC (基準A)	15年以内 NACLCLC	Tier 3
	極秘	様式86	NACLCLC (基準A)	10年以内 NACLCLC	Tier 3
	機密/SCI	様式86	SSBI (基準B)	5年以内 SSBI-PR (基準C)	Tier 5

NACI: National Agency Check and Inquiries

MBI: Moderate Background Investigation

BI: Background Investigation

NACLCLC: National Agency Check with Law and Credit = 基準A

SSBI: Single Scope Background Investigation = 基準B,C

再調査は廃止
継続調査へ変更予定

4 保全審査(4)背景調査①

「連邦調査基準」2012年

the Federal Investigative Standards

調査基準3つ:A、B、C

基準A(秘密と極秘): NACLC(国家・地方機関照会、信用調査)

- a 背景調査質問票(様式86)136頁(+添付資料)。
- b 国家機関照会
 - ・ FBI: 調査ファイル照会、犯歴ファイル照会。指紋検索含む。
 - ・ 人事管理局の保全・適性調査記録照会
 - ・ 国防総省クリアランス及び調査記録照会
 - ・ 適当な他の国家機関(CIAや移民帰化局等)への照会
- c 経済状況調査～過去7年間以上の経済状況・信用情報調査。
- d 出生の場所と日付の確認
- e 地方機関照会～最低限、過去5年間に調査対象者が居住し、勤務し又は通学した全ての土地を管轄する地方法執行機関に対する照会。

4 保全審査(4)背景調査②

基準B(機密と機微区画情報): SSBI (single scope background investigation)

※ 調査方法: 必要に応じて、同居者、親戚、精神科医、心理学者、医療専門家、法執行機関専門家などの聴取(インタビュー)

a 背景調査質問票(様式86)136頁(+添付資料)。

b 国家機関照会 c 配偶者又は同居者の国家機関照会

d 出生の場所と日付の確認

e 国籍: 国外出生者は登録機関に直接照会。外国出生の直近家族構成員(配偶者、同居者、父母、子、兄弟姉妹)の国籍と法的地位の確認

f 学校歴: 最近又は最も重要な学校の在学歴、学位を確認。最近3年間については、教育担当者の聴取。

g 職歴: 過去7年間の全ての雇用歴を確認。

上司、仕事仲間又はその両者の個別聴取。

h 人物評価(references): 4人。過去7年以上の生活をカバー。

i 離婚した配偶者: 過去10年以内に離婚した配偶者全員から聴取。

4 保全審査(4)背景調査③

- j 近隣: 過去3年間の全居住地の隣人からの聴取と記録調査。
- k 経済状況調査(基準Aと同じ)
- l 地方機関照会: 過去10年間の居住地、勤務地又は通学地を管轄する全地方法執行機関に対する照会。
- m 公的記録: 離婚、破産その他対象者関与の全裁判事案の確認。
- n 対象者本人の聴取: 訓練を受けた職員による事情聴取。
関連情報の入手、食い違いの解明のために、
追加的事情聴取可能。
- o ポリグラフ: ポリグラフ使用省庁
(CIA、NSA、NRO、FBI、国防総省、司法省他)

基準C: SSBI-PR (single scope background investigation Periodic Reinvestigaton)

基準Bの再調査用～前回調査から5年以内

基準Bと同様

注: 再調査は廃止して、継続調査とする予定という。

4 保全審査(6) 報告義務

保全責任者指令3号「秘密情報アクセス者の報告義務」

1 外国関係

- 私的旅行の事前届出(要すれば、拒否又は事前の防諜教育)
- 私的接触①外国諜報機関(員)(容疑を含む)②特定外国人との(親密な)継続的交際 ○外国のビジネス関与 ○外国銀行口座○外国資産 ○外国国籍の申請や受領○非米国籍者との養子縁組

2 その他の行為

- メディアとの接触(秘密情報へのアクセスを求められた場合) ○逮捕
- 経済的変則事態(破産、財産差押、120日以上の債務延滞、相続・賞金など1万ドル以上の臨時収入) ○外国人ルームメイト(30日以上の共同生活)
- 同居人 ○結婚 ○アルコールや薬物関係の治療

3 他者の行為

- 審査指針に抵触しかねない行為 ○裕福な生活、過剰債務

※ 青色事項の報告義務は、TS(機密)レベルのみ

4 保全審査(7)日米対比

日本・特定秘密保護法による体系

○ 米国の様な明確な審査指針の不存在

スパイ活動、テロは欠格であることは明示されているが、

- ・ 日本国家への忠誠心についての言及なし。
- ・ 国公法38条4号欠格条項(政府転覆活動)への言及なし。

○ 適性評価時以外に、各種の報告義務もない。

	米国の背景調査	日本の適正評価のための調査
担当者	訓練を受けた専門調査員	専門担当者不在
調査対象事項	全人格的調査	欠格事項(特定事項)の調査
外国関係の調査	家族を含む徹底した調査	極めて限定的
調査方法	本人面接、友人・隣人・旧上司・同僚・旧配偶者などの関係者面接を含む包括的且つ詳細な調査。	基本的に上司からの書面回答でOK。本人、関係者インタビューは原則無し。
ポリグラフの使用	CIA、NSA、NRO、FBIなど主要機関で実施。	未実施。
プライバシーについての考え方	国家の秘密情報にアクセスする特権を持つ地位にプライバシーはない。	個人のプライバシーの尊重

<前置き>

<要約> 日米対比

- 1 処罰法令・調査権限の実効性
- 2 秘密指定制度
- 3 秘密保全関連部署
- 4 保全審査セキュリティ・クリアランス

御清聴、有難う御座いました。